

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月10日
【会社名】	株式会社ライフコーポレーション
【英訳名】	LIFE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 清水 信次
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。 東京都台東区台東一丁目2番16号(東京本社)
【電話番号】	03(5807)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部副本部長兼経理本部長 内田 良一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東一丁目2番16号(東京本社)
【電話番号】	03(5807)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	首都圏経理部長 末吉 薫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 156,114,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ライフコーポレーション東京本社 (東京都台東区台東一丁目2番16号) 株式会社ライフコーポレーション大阪本社 (大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	54,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、所定の要件を満たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入した譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）として、平成29年10月10日付の当社取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度に基づき当社株式の引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権として、割当予定先である対象従業員に対する金銭債権を支給し、これらの金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。また、当社は、割当予定先である対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

なお、本自己株式処分は、平成30年3月から平成34年2月までの期間を対象とする当社の中期経営計画に対する従業員の取組意欲を高めることを目的として、中期経営計画の開始時に対象従業員に各1単元（100株）の当社普通株式を交付した上で、中期経営計画の実績開示後一定の期間を経過するまで譲渡制限期間を設定することといたしております。

< 本割当契約の概要 >

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、平成30年2月28日（払込期日）から平成34年7月10日までの間、本割当契約により割り当てられた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

原則

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。

雇用期間満了又は死亡による退職その他正当な事由が発生した場合

対象従業員が、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）又は死亡による退職その他当社取締役会が正当と認める事由が発生した時点まで、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡期間満了日（但し、死亡による退任又は退職の場合は相続人からの届出の直後の時点）をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、対象従業員が退職した場合（上記(2) の場合は除きます）及び対象従業員が法令又は社内規則等に重要な点で違反したと当社取締役会が認め対象従業員に対して本割当株式を当社が無償で取得する旨を通知した場合その他の本割当契約に定める事由に該当した場合には当該事実の発生した時点の直後の時点をもって、下記(5)において譲渡制限を解除されない本割当株式については組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除しないままの状態、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されるものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役

会の決議に基づき、同決議にて定める本割当株式につき、組織再編等効力発生日に先立って、これに係る譲渡制限を解除できるものといたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	54,000株	156,114,000	
一般募集			
計(総発行株式)	54,000株	156,114,000	

- (注) 1. 本制度に基づき、対象従業員に割当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第63～68期事業年度(平成29年3月1日～平成35年2月28日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
従業員：540名	54,000株	156,114,000	第63～68期事業年度分金銭債権

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,891		100株	平成30年2月27日		平成30年2月28日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象従業員に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第63～68期事業年度(平成29年3月1日～平成35年2月28日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ライフコーポレーション	東京都台東区台東一丁目2番16号(東京本社)

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	400,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される予定の金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)平成29年5月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月14日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月10日)までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ライフコーポレーション東京本社
(東京都台東区台東一丁目2番16号)

株式会社ライフコーポレーション大阪本社
(大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。